

所得税 住民税

の申告

2/16~3/15は 土・日曜日を除く
申告・相談受付期間です

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

問 税務課
住民税係
☎(70)0321

スタート

平成19年1月1日現在、大網白里町に住所がありましたか

はい

18年中に収入がありましたか

はい

サラリーマンやパートの方ですか

はい

年末調整は済んでいますか

はい

給与以外の所得がありましたか

はい

給与以外の所得が20万円を超えていますか

はい

確定申告が
必要です

同居の家族の扶養になっていましたか

はい

申告の必要はありません

確定申告または住民税の申告が必要ですか

はい

2カ所以上から給与をもらっていますか

はい

確定申告または住民税の申告が必要ですか

はい

勤務先から給与支払報告書が役場に提出されていますか(会社に確認してください)

はい

申告の必要はありません

住民税の申告は住所
地でお願いします

住民税の申告が必要ですか
※親族の住所・氏名を記入

はい

別居の親族の扶養になっていましたか

はい

住民税の申告が必要ですか
※生活状況を記入

はい

住民税の申告が必要ですか

はい

申告の必要はありません

住民税の申告が必要ですか

はい

住民税の申告が必要ですか

所得税の申告が必要な方

- ①平成18年分の各種所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額を超える方
- ②商売をしている方(商業、農業、自由業などの事業から生ずる収入のある方)
- ③土地や建物などを売った方
- ④土地・建物などの賃貸料や権利金などの収入のある方
- ⑤給与収入で次のような方
 - 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与以外の所得が20万円を超える方
 - 給与を2カ所以上から受けている方

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②給与・年金所得者は源泉徴収票あるいは収入金額を証明するもの
- ③農業所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- ④事業(営業・不動産)所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- ⑤医療費控除を受ける方は、医療費などの領収書、保険金などで補てんされた場合はその金額のわかるもの(医療費控除の内訳書を使用)
- ⑥国民健康保険、国民年金、介護保険、任意継続社会保険の支払いのある方は、領収証
- ⑦社会保険料のうち「国民年金等」は、社会保険事務所や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要となります
- ⑧生命保険料、損害保険料などがある方は、保険料支払証明書
- ⑨平成18年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、源泉徴収票、購入

農業所得は 収支計算で

農業所得を申告される方は、事前に「収支内訳書」を作成の上、申告会場へお越しください。

白色申告の方も 収支内訳書の添付を

白色申告をする方の中で、事業所得、不動産所得のある方は、平成18年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。

申告する際は、事前に「収支内訳書」を作成の上、申告会場へお越しください。

「収支内訳書」が作成されていない場合は、収入や必要経費の把握が不可能なことから、申告の受付はできません。

者本人の住民票(写し)、売買契約書または請負契約書(写し)、登記簿謄本(抄本)、金融機関の年末残高等証明書、計算明細書(税務署・町税務課にあります) ※売買契約書(請負契約書)と住民票を除き、源泉徴収票や金額を証明した書類等は、コピー不可